資料２－２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

軌道内等の作業における列車との接触災害防止の徹底について

令和8年10月23日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設・個人事業者安全対策室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

法令とガイドラインによる列車接触災害防止対策

軌道内等の作業における列車との接触災害防止については、**労働安全衛生規則**において**監視措置を義務付け**るとともに、「**軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためのガイドライン**」において**具体的な安全対策**を示している。

労働安全衛生規則（抜粋）

（軌道内等の作業における監視の措置）

第554条　事業者は、軌道上又は軌道に近接した場所で作業を行なうときは、労働者と当該軌道を運行する車両とが接触する危険を防止するため、監視装置を設置し又**は監視人を配置**しなければならない。

軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためのガイドライン

○　基本的な考え方

軌道内等の作業における列車との接触災害を防止するためには、次の一連の安全管理を確実に実施することが重要

① **接触災害防止計画の作成**

② **列車運行情報の把握と情報伝達**

③ **適切な監視体制の確立**

④ **待避及び安全確認の徹底**

軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためのガイドライン

ガイドライン策定の背景

○　平成8年から平成10年までの3年間に、軌道内等の作業において列車との接触により約30人の労働者が死亡

○　災害原因を分析した結果、列車の監視が適切に行われていなかったこと、待避場所や待避方法の不適切な管理等の問題があり、接触災害を防止するため、平成11年にガイドラインを策定

○　鉄道事業者、元方事業者及び関係請負事業者が連携した災害防止対策の推進

ガイドラインで求められる主な措置

① 接触災害防止計画の作成
- 作業内容、作業場所、列車運行状況等を踏まえ、**接触災害防止のための計画**を事前に策定
- **監視人の配置方法**、列車が接近する場合の合図等の方法及び**待避方法**をあらかじめ明確化

② 列車運行情報の把握と情報伝達
- **列車の運行ダイヤ**及び列車の運行ダイヤの変更等に関する情報を確実に把握
- **列車の接近情報**を作業者へ**確実に伝達**

③ 適切な監視体制の確立
- **列車見張員等を適切に配置**し、**確実な監視**を実施
- 列車の接近を**早期に把握**し、速やかに作業者へ周知

④ 待避及び安全確認の徹底
- 列車接近時には、安全な場所への**確実な待避**を実施
- 作業者全員の**待避状況を確認**した上で列車を通過させる

⑤ その他の接触災害防止措置
- **作業規模・内容等に応じた安全管理体制**の整備及び安全管理を行う者の**役割、責任及び権限の明確化**（作業全体の実施を指揮する者の選任等）

鉄道事業者に求められる事項

軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためには、作業を実施する事業者だけでなく、鉄道事業者においても列車運行情報の提供や関係事業者との連携など、接触災害防止対策を推進することが重要

○ **発注条件への配慮**
- 軌道内等の作業に当たり、接触災害防止上支障のある施工条件を付さないこと
- 作業時間、列車運行状況等を踏まえた安全な施工環境の確保

○ **元方事業者等との打合せ**
- 元方事業者及び関係請負事業者との事前協議の実施
- 作業方法、監視体制及び待避方法に関する情報共有の推進

○ **列車運行ダイヤ等の確実な連絡**
- 臨時列車、回送列車を含む列車運行ダイヤの確実な提供
- ダイヤ変更や異常時における速やかな情報伝達

○ **教育・訓練に対する指導・援助等**
- 接触災害防止対策に関する継続的な点検及び見直し
- 関係事業者に対する必要な指導・援助の実施

列車との接触災害防止のため、**法令**、**ガイドライン**の内容を改めて確認いただき、**列車運行状況等の把握**、**適切な監視体制の確立**、**確実な待避の実施**について、一層の徹底をお願いします

列車との接触による災害事例

○　列車との接触による災害の概略

・　過去の列車接触災害では、列車接近時における**監視**、**連絡**、**待避確認**が十分に機能していなかったことに加え、作業者や監視人等が**定められた手順を確実に実施していなかったこと**により、重大災害に至った事例がみられる。

【事例1】駅のホーム下で塗装準備作業を行っていた作業者が駅を通過する貨物列車に接触したもの

（災害発生状況）

・　駅ホーム下で鉄骨の塗装準備作業を実施中、作業者が通過する貨物列車（約42km/h）と接触し死亡

・　列車運転士は約30m手前で作業者を発見し急ブレーキをかけたが回避できなかった

（災害発生原因）

・　列車接近時の**退避合図が十分に徹底されていなかったこと**

・　軌道内作業の危険性、合図方法及び退避方法に関する**安全教育が不十分であったこと**



【事例2】枕木交換作業において通過中の列車と接触したもの

（災害発生状況）

・　枕木交換作業終了後、列車通過を待つため作業者が待機中に発生

・　被災者が携帯電話で通話しながら線路付近に接近し、通過列車と接触し死亡

・　見張員は無線連絡に専念し、作業者の監視を行っていなかった

（災害発生原因）

・　被災者が定められた**確認手順を行っていなかったこと**

・　見張員が**監視をしていなかったこと**

・　作業者、見張員に対する**確認手順に周知徹底が不十分であったこと**

